

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：令和3年6月22日

評価者：指定管理者選定評価委員会
高齢者施設部会（第2）

1. 業務概要

施設名	中原老人福祉センター
指定期間	令和2年4月1日 ～ 令和4年3月31日 ※ 当初、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの指定期間により、「社会福祉法人 川崎市中原区社会福祉協議会」を指定管理者として指定していたが、令和2年度に「社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会」に吸収合併されることとなったため、令和元年度末にて当初の指定管理期間を終了した。 川崎市社会福祉協議会は、当初の受託者である「社会福祉法人 川崎市中原区社会福祉協議会」の事業を継承することから、事業の継続性を考慮し、当初の指定管理期間である令和3年度までの期間について、非公募更新により、これまでの管理運営のノウハウを引き継ぐ川崎市社会福祉協議会を指定管理者として指定した。
業務の概要	・老人福祉センターの業務（利用証の発行、教養講座・レクリエーション等の実施及び場の提供、健康相談・生活相談事業、入浴事業） ・施設等の維持管理に関する業務
指定管理者	名称：社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 代表者：会長 佐藤 忠次 住所：川崎市中原区上小田中六丁目22番5号 電話：044-739-8710
所管課	健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課（内線：32531）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するという老人福祉センターの目的を踏まえ、利用者満足度調査やアンケート調査の実施、意見書箱の設置などにより利用者ニーズを把握するとともに、施設運営に反映するなど、魅力ある施設づくりに努めた。また、地域に根差した施設として、行事・講座などを企画・実施し、地域交流・世代間交流を図った。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	教養講座や行事の実施にあたっては、指定管理者選定時に事業計画書を提出し、それに基づきサービスの提供を行った。講座は利用者の教養の向上、健康保持増進、高齢者福祉の増進に資するとともに、利用者同士の交流の支援を基本方針とし、行事については、地域との交流を深めることを基本的な考えとして実施した。いずれも、利用者のニーズなどを踏まえ、さらに指定管理者の創意工夫を加え、企画・実施することで適切なサービスを提供した。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	利用者との日常的なコミュニケーションを通じて、利用者の心身状態を確認し、異変を感じた際には必要に応じて関係機関に繋げるなど、利用者の健康管理に配慮した。また、緊急時に利用者を守ることができるよう、利用者参加による防災訓練を実施するなどの取組を行った。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、利用者に入館時の消毒、マスク着用、検温、受付表記載を徹底する等、感染症対策に取り組んだ。 なお、施設の管理運営に関しては、指定管理者に毎年度事業報告書を提出させ、評価

		を実施することで安全・安心の面で問題が無いことを確認した。
4	更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。	・今後とも、高齢者の心身に配慮しながら、また、地域特性を活かしながら、利用者の幅広いニーズに対応し、魅力のある講座を企画・実施することにより、より一層のサービス向上に努めること。 ・利用者の心身に配慮し、利用者が安心・安全に利用できるよう、施設の維持管理を徹底し、より一層職員・管理人の質の向上に努めること。 ・利用者が意見・要望を言いやすい環境をつくり、利用者ニーズを把握し、事業へ反映するよう努めること。

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果																																																																																
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	指定管理者と適宜連絡を取り合い、運営状況の確認及び報告を受けており、定期的に会議を開催し、運営上の課題等について、検討を行っている。また、毎年度終了後に、事業報告書の提出があり、その際に実地調査又はヒアリングを行い適切な事業評価を行っている。																																																																																
2	制度活用による効果はあったか。	(サービス向上) 新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は利用者数、各種事業実施数は前指定管理期間から減少となったものの、コロナ禍においても一定の実績があることから、高齢者の通いの場・介護予防機能といった施設の目的は果たされており、指定管理者制度の活用の効果はあったものと考えられる。 利用者数及び入浴者数 <table><tr><td></td><td>H29年度</td><td>H30年度</td><td>R元年度</td><td>R2年度</td></tr><tr><td>利用者数</td><td>27,148人</td><td>25,893人</td><td>24,168人</td><td>13,839人</td></tr><tr><td>入浴者数</td><td>11,054人</td><td>9,606人</td><td>9,282人</td><td>5,936人</td></tr></table> ※R2年度は緊急事態宣言等のため、令和2年4月11日から5月31日まで休館。 教養講座 <table><tr><td></td><td>H29年度</td><td>H30年度</td><td>R元年度</td><td>R2年度</td></tr><tr><td>実施回数</td><td>144回</td><td>147回</td><td>114回</td><td>64回</td></tr><tr><td>参加者数</td><td>1,996人</td><td>2,069人</td><td>1,787人</td><td>379人</td></tr></table> 行事 <table><tr><td></td><td>H29年度</td><td>H30年度</td><td>R元年度</td><td>R2年度</td></tr><tr><td>実施回数</td><td>477回</td><td>539回</td><td>511回</td><td>131回</td></tr><tr><td>参加者数</td><td>5,642人</td><td>6,360人</td><td>5,740人</td><td>1,747人</td></tr></table> 機能回復訓練 <table><tr><td></td><td>H29年度</td><td>H30年度</td><td>R元年度</td><td>R2年度</td></tr><tr><td>実施回数</td><td>60回</td><td>60回</td><td>68回</td><td>40回</td></tr><tr><td>参加者数</td><td>1,365人</td><td>1,354人</td><td>1,508人</td><td>299人</td></tr></table> 経費(単位:円) <table><tr><td></td><td>H29年度</td><td>H30年度</td><td>R元年度</td><td>R2年度</td></tr><tr><td>収 入</td><td>59,355,654</td><td>60,098,689</td><td>60,953,769</td><td>59,341,259</td></tr><tr><td>決算額</td><td>59,336,979</td><td>60,069,770</td><td>60,912,593</td><td>56,755,872</td></tr><tr><td>差引額</td><td>18,675</td><td>28,919</td><td>41,176</td><td>2,585,387</td></tr></table> ※平成29から令和元年度は「社会福祉法人 川崎市中区社会福祉協議会」による指定管理期間		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	利用者数	27,148人	25,893人	24,168人	13,839人	入浴者数	11,054人	9,606人	9,282人	5,936人		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	実施回数	144回	147回	114回	64回	参加者数	1,996人	2,069人	1,787人	379人		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	実施回数	477回	539回	511回	131回	参加者数	5,642人	6,360人	5,740人	1,747人		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	実施回数	60回	60回	68回	40回	参加者数	1,365人	1,354人	1,508人	299人		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	収 入	59,355,654	60,098,689	60,953,769	59,341,259	決算額	59,336,979	60,069,770	60,912,593	56,755,872	差引額	18,675	28,919	41,176	2,585,387
	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度																																																																														
利用者数	27,148人	25,893人	24,168人	13,839人																																																																														
入浴者数	11,054人	9,606人	9,282人	5,936人																																																																														
	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度																																																																														
実施回数	144回	147回	114回	64回																																																																														
参加者数	1,996人	2,069人	1,787人	379人																																																																														
	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度																																																																														
実施回数	477回	539回	511回	131回																																																																														
参加者数	5,642人	6,360人	5,740人	1,747人																																																																														
	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度																																																																														
実施回数	60回	60回	68回	40回																																																																														
参加者数	1,365人	1,354人	1,508人	299人																																																																														
	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度																																																																														
収 入	59,355,654	60,098,689	60,953,769	59,341,259																																																																														
決算額	59,336,979	60,069,770	60,912,593	56,755,872																																																																														
差引額	18,675	28,919	41,176	2,585,387																																																																														

		(経費の節減) 指定期間における平均の決算額は、“58,834,232 円”となっており、収支がマイナスとなっていないこと。また、決算額について、他の施設の実績を考慮すると妥当であるものとする。
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	新型コロナウイルス感染症の状況が不透明な中でも、高齢者の通いの場や介護予防機能といった施設の役割を果たすため、コロナ禍における事業実施手法や新規利用者の獲得手法等について検討する必要がある。また、多世代交流を含む地域交流事業の開催などにより、より多くの地域住民に活用されるようにするとともに、潜在的な要望等について留意し、引き続き利用者ニーズの把握にも努めていく必要がある。
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	本市においては、これまでの行財政改革プランの中で、「民間でできることは民間で」という原則のもと、公の施設への指定管理制度の導入を積極的に実施してきた。 また、当該施設の運営業務については、経費削減が図られていながら、サービスの質と量の提供が維持されていること、これまでの実績において、法及び制度趣旨、財産管理等において問題がないことを勘案すると、指定管理制度を引き続き活用することが妥当であるとする。

4. 今後の事業運営方針について

当施設は令和2年度から川崎市社会福祉協議会が指定管理者として、施設の管理運営にあたっている。これまで、利用者からの要望や、経費縮減などに対応しており、適正・適切な運営を通じて、市民サービスの向上を図ることができた。

今後も介護予防拠点としての機能強化及び増加する高齢者の受け皿として本市の高齢者施策を実現するための重要な役割を担っていく施設であり、また、平成31年3月に策定した「いこいの家・老人福祉センター活性化計画」に基づく多世代交流・地域交流をさらに推進していくための施設として、利用者ニーズの反映や指定管理者の創意工夫により、更なるサービスの向上が期待されるため、引き続き、指定管理者制度による管理運営が望ましいと考える。

なお、当施設は令和7年度末に日本医科大学武蔵小杉キャンパス再開発計画に伴う移転を予定していることから、次期指定期間は4年間とし、今後は現施設の管理・運営に加え、移転後の利用者層の変化や立地条件等を踏まえながら、事業内容や運営手法等を検討していく必要がある。